

資料 6

様式第5号（第13条関係）



廃棄物等処理事業実施計画書

7年11月28日

（あて先）本庄市長

廃棄物等処理事業者

（廃棄物等処理事業届出番号： ）

住 所 埼玉県本庄市栗崎794番地1

氏 名 有限会社小暮園芸用土

取締役 小暮 一博

〔 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 090-3081-9112

上記代理人 住 所 埼玉県本庄市千代田四丁目2番4号

氏 名 行政書士法人S.T.環境

行政書士 高橋 利行

電話番号 0495-71-7503

本庄市環境保全条例第16条の規定により、廃棄物等処理事業実施計画書について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

届 出 事 項	当 初	検討結果
1 廃棄物等処理事業の目的	一般廃棄物処理施設の設置	一般廃棄物処理施設の設置 (変更なし)
2 廃棄物等処理事業の内容	木くず、刈り草の破碎施設	木くず、刈り草の破碎施設 (変更なし)
3 廃棄物等処理事業を実施しようとする場所	埼玉県本庄市新井字川原812番1の一部 以上1筆	埼玉県本庄市新井字川原812番1の一部 以上1筆 (変更なし)
4 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果	別添のとおり	別添のとおり
5 その他変更し、又は修正した事項	変更及び修正はありません。 なお、貴市と環境保全協定を締結予定であります。 廃棄物等処理事業協定	

※訂正し差し替えの予定です
行政書士へは連絡済

(1) 廃棄物等処理施設の設置について ((有)小暮園芸用土)

○概要

有限会社小暮園芸用土から令和7年2月18日に本庄市環境保全条例第12条に基づく廃棄物等処理事業届出書が本市に提出されました。

目的	一般廃棄物処理施設の新規設置（破碎施設）
事業内容	木くず、刈り草の破碎、売却
事業場所	本庄市新井字川原812-1の一部 以上一筆 【合計面積3,397.71m ² 】
主要設備※	破碎機 (Husky Progrind model 1000) : 1台 ・木くず、刈り草: 235.80t/日

※稼働時間：8～18時（10時間）

○一般廃棄物処理業に関する許可権限は本市環境推進課となっております。施設の設置に関しては埼玉県へ許可申請書を提出し手続きを行っております。

環境保全対策

- ・水質汚濁：該当なし
- ・大気汚染：散水により粉塵の発生を抑制する
- ・悪臭：必要に応じ消臭剤等を散布する（木くず・刈り草のみ処理のため、悪臭の発生はほぼないと思われる。）
- ・振動：コンクリート床面に施設を設置し、振動の伝播を防止する。
- ・騒音：敷地周囲を壁で囲い、騒音の拡散を防止する。

資料 6

様式第5号（第13条関係）

廃棄物等処理事業実施計画書



令和7年 12月 8日

（あて先）本庄市長

廃棄物等処理事業者

（廃棄物等処理事業届出番号：7-1）

名 称 株式会社ニトリファシリティ
代表者氏名 代表取締役 千野 美也子
所 在 地 東京都北区神谷3丁目6番20号
電 話 番 号 03-6741-1401

本庄市環境保全条例第16条の規定により、廃棄物等処理事業実施計画書について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

届出事項	当初	検討結果
1 廃棄物等処理事業の目的	廃棄物処理施設の設置（産廃・一般）	廃棄物処理施設の設置（産廃・一般）（変更なし）
2 廃棄物等処理事業の内容	木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずの選別、売却	木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずの選別、売却（変更なし）
3 廃棄物等処理事業を実施しようとする場所	埼玉県本庄市児玉町児玉字中島780番2 外40筆	埼玉県本庄市児玉町児玉字中島780番2 外33筆（変更あり※なお筆数の減少理由は、合筆のため）
4 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果	別添 生活環境影響調査報告書	別添 生活環境影響調査報告書（変更なし）
5 その他変更し、又は修正した事項	その他変更及び修正ございません。 なお、貴市と廃棄物等処理事業協定を締結する予定であります。	

(1) 廃棄物等処理施設の設置について ((株) ニトリファシリティ)

○概要

株式会社ニトリファシリティから令和7年6月25日に本庄市環境保全条例第12条に基づく廃棄物等処理事業届出書が本市に提出されました。

目的	産業廃棄物処理施設の新規設置（破碎施設） 一般廃棄物処理施設の新規設置（破碎施設）
事業内容	木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずの選別、売却
事業場所	本庄市児玉町児玉780-2外40筆 【合計面積15,088.43m ² 】
主要設備※	<p>一軸破碎機（ハンマーミル）：1台 • 木くず : 179.9 t/日</p> <p>四軸破碎機（四軸剪断式）：1台 • 廃プラスチック類 : 83.2 t/日 • 金属くず : 89.6 t/日 • ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず : 99.2 t/日</p>

※稼働時間：8～17時（9時間）

○産業廃棄物処理業に関する許可権限は埼玉県にあります。今回の手続きと並行し施設設置に関する手続きを進めております。なお、一般廃棄物処理業の許可に関しては、今回は申請しないことです（設置のみ）。

環境保全対策

- ・水質汚濁：発生なし（水処理が必要な施設なし）
- ・大気汚染：建屋内での処理完結のため外部への影響なし
- ・悪臭：発生なし（取り扱う廃棄物に悪臭が発生するものはなし）
- ・振動：基準値を超過する場合には、防振ゴムを設置する等の振動対策を実施
- ・騒音：建屋内での処理のため外部への影響なし